

別記様式(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称		令和4年第6回福津市教育委員会定例会
開 催 日 時		令和4年6月30日(木) 午前9時30分から 午前10時22分まで
開 催 場 所		福津市役所 本館 2階大会議室
委 員 名		(1) 出席委員 大嶋教育長、半澤委員、今村委員、 農崎委員 (2) 欠席委員 青木委員
所 管 課 職 員 職 氏 名		赤間教育部長、水上教育部理事、石津学校教育課長、 城野教育総務課長、来仙文化財課長、谷口郷育推進課 長、古賀主幹兼指導主事、山根指導主事兼教育指導係 長、石松指導主事兼教育指導係長、鵜根総務企画係 長、川上主事、溝辺図書館長
会 議	議 (内 題 容)	・日程第 1 開会の宣言 ・日程第 2 会議録署名委員の指名について ・日程第 3 議案第34号 令和4年度福津市一般会計(教育予算)の追加補正予算に係る意見の申出の臨時代理について ・日程第 4 議案第35号 福津市電子図書館管理運営要綱を改正することについて ・日程第 5 議案第36号 福津市立図書館協議会委員の解任及び任命について ・日程第 6 報告 ・教育長の動静報告 ・諸報告 ○令和4年6月議会について ・日程第 7 その他 ・今後のスケジュールについて ・7月の定例教育委員会の日程について 7月28日(木) 午前9時30分から 会場：福津市役所別館1階ホール A・B ・日程第 8 閉会の宣言

	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	0人
	資料の名称	
会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全文記録	
	☒ 録音テープを使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名委員	大嶋教育長	
	農崎委員	
その他の必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
大嶋教育長：それでは、定刻少し過ぎましたが、教育委員会を開催させていただきます。 会議を始める前に配付資料の確認をさせていただきます。 鵜根係長、お願いします。 鵜根係長：おはようございます。 本日は次第のほかに別紙といたしまして3点お配りしております。 まず1つ目、「令和4年度福津市一般会計（教育予算）の追加補正予算要求の概要」になります。それから、ホッチキス留めをしております「令和4年福津市議会6月定例会一般質問及び答弁」。それから、もう1点、「令和5年度校区外通学の申請について」という3点をお配りしております。 追加補正予算要求の概要につきましては、議案第34号に関連する資料となっております。 その他の2点につきましては、報告のところで触れさせていただきます内容となっております。 このほかに、教育委員の皆様のお手元には、「5月の教育委員会定例会の会議録」それから、「市立神興幼稚園令和4年度教育指導計画書」また、7月28日、もしくは、9月8日に御参加いただくことになっております「令和4年度市町村教育長・教育委員研究協議会」の内容等に関する御案内、それから、「令和4年度郷育カレッジ開講式の御案内文書とカレッジ		

パンフレット」最後にベネッセコーポレーションからの情報誌「VIEW next」、それから、農崎委員のみ、「令和4年度文部科学省行政説明資料」をお配りしております。

以上です。

大嶋教育長：はい。資料はそろっておりますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

1 日程第1 開会の宣言

大嶋教育長：それでは、構成委員数5名のうち、ただいまの出席数は4名で、定足数に達し委員会は成立いたしますので、令和4年第6回福津市教育委員会定例会を開会します。

直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

2 日程第2 会議録署名委員の指名について

大嶋教育長：日程第2、福津市教育委員会会議規則第16条の規定に基づき、会議録は私大嶋と農崎委員で確認、署名することとします。

3 日程第3 議案第34号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の追加補正予算に係る意見の申出の臨時代理について

大嶋教育長：日程第3、議案第34号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の追加補正予算に係る意見の申出の臨時代理についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

赤間教育部長。

赤間部長：それでは、議案第34号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の追加補正予算に係る意見の申出の臨時代理について、提案理由を説明いたします。この議案は、福津市議会一般会計の補正予算を6月市議会定例会に追加上程することにあたって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見の聴取がありました。教育委員会の議決を要するところですが、緊急を要し教育委員会の会議を開催する時間的余裕がないことから、福津市教育委員会事務委任規則第6条第1項の規定に基づきまして、令和4年6月20日教育長により臨時に代理したため、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

予算の詳細につきましては、学校教育課長から御説明をさせます。

大嶋教育長：石津学校教育課長。

石津課長：補正予算の詳細について御説明いたします。

別紙と書いている資料をお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、物価高騰化の状況であっても、幼稚園も含め、学校給食費の徴収金額を増加させることなく市立幼稚園の園児、市立小中学校の児童・生徒に給食を提供するために、学校長及び幼稚園長、学校給食共同調理場の場長に対し補助を行う予算を計上するものでございます。

まず、小中学校給食費物価高騰対策事業費についてでございます。市立小学校、中学校において、1食当たり現行の給食費の10%を補助することといたしております。1食当たりでいきますと、小学校では270円の給食費の10%の27円。中学校では、330円の給食費の10%の33円を補助することとしております。この補助につきましては、2学期と3学期の給食に対して行うこととしておりまして、補助金の総額は2,427万9,000円を見込んでおります。

次に、市立幼稚園の給食費物価高騰対策事業についてでございます。市立幼稚園では、パンと牛乳給食を実施しておりますが、これも値上げ分に対して補助を行うこととしております。補助の上限につきましては、1食当たり30円とすることとしております。こちらについては、7月からの給食に対して補助することとしておりまして、補助金の総額は7万7,000円となります。

児童・生徒の保護者に給するということで、幼稚園については差額、小中学校については、給食の負担で保護者の負担を抑えているところを補助することによって、質の高い良質な給食を提供していこうとするものでございます。

説明は以上でございます。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

農崎委員、お願いいたします。

農崎委員：毎日うちの子も給食を頂いて助かっているんですけど、ついこの間値上げしましたよね。あのときやはり保護者の間でもその話題になりました。現在いろんなものの物価が上がっていて、この状況はおそらく来年以降も続いていくと思いますが、それを毎年市が負担していると大変なのかなという気が個人的にはしています。

大嶋教育長：石津学校教育課長。

石津課長：委員おっしゃるとおり、今年度の4月から小学校で20円、中学校で40円の給食の値上げを実施しています。こちらについては昨年度の夏に協議をしまして、現在の物価高騰が想定される前の段階で、令和4年度、5年度、6年度の給食を見通して、この金額であれば8年間据え置いてきた給食費を上げて質がよい給食を提供できるのではないかとというところで金額を設定したところです。

それから、情勢が変わりまして、調達する材料費が上がった

ので、給食費は変えずに給食の献立の工夫で調整することはできるんですが、それよりも市として補助をすることによって、当初値上げすることによって見込んでいた良質な給食を提供することを目的として今回補助金を交付するということにつながりました。

この補助金の財源の説明は割愛しましたが、コロナの交付金を国から頂けますので、そのお金を財源として実施するものでございます。

来年度以降の給食費は、材料の調達費が上がったまま維持されることも想定されますが、来年度も補助をするかどうかについては未定で、物価の動向というのを見ていく必要があるのかなとは考えています。

今年度給食費を値上げしており、それを直ちに保護者に転嫁することもなかなか難しいので、補助をすることができればすることになると思いますし、できなければ献立の工夫でどうにかやりくりしていくということになると考えています。

以上です。

農崎委員：残飯があると子どもから聞いたりもします。確かにもうメニューも私が小さい頃とは違うぐらいメニューも豊富なのでありがたいと思うんですけど、できれば子どもたちには、おいしい給食を食べてほしいなと思います。実際自分も保護者として、また来年上がるかもしれないという不安もありますが、この現状を見れば仕方のないことだとも思いますので、頑張ってください。よろしくお願いします。

以上です。

大嶋教育長：はい。

ほかはございませんか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第34号を採決します。

議案第34号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第3、議案第34号 令和4年度福津市一般会計（教育予算）の追加補正予算に係る意見の申出の臨時代理については、原案のとおり承認されました。

4 日程第4 議案第35号 福津市電子図書館管理運営要綱を改正することについて

大嶋教育長：日程第4、議案第35号 福津市電子図書館管理運営要綱を改正することについてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

谷口郷育推進課長。

谷口課長：福津市電子図書館管理運営要綱を改正することについて説明させていただきます。

福津市電子図書館管理運営要綱は、次の理由により改正する必要があるので、別案のとおり福津市電子図書館管理運営要綱の一部を改正する告示を制定します。

理由としましては、福津市における教育環境の充実、読書活動の推進、ＩＣＴの有効活用等を図るといった教育的観点から、小中学校に勤務する教職員にも児童・生徒と同様に電子図書館のＩＤとパスワードを付与したいと思っております。

詳細につきましては、図書館長から説明をいたします。

大嶋教育長：溝辺館長、お願いします。

溝辺館長：改正理由の補足をさせていただきたいと思います。

今回の要綱改正の趣旨は、市立図書館と学校との連携協働、による教育環境の充実、子どもの読書活動の推進、電子図書館や１人一台端末の利活用促進といった教育的な見地に立ち、福津市立小中学校に勤務する教職員であれば、誰もが福津市の電子図書館を利用し、教育活動に生かせるようにするものです。

それに付随して、条文の一部を明確にするための改正を行います。

詳細は、福津市電子図書館管理運営要綱の新旧対照表で御説明いたします。

第２条第２項の改正は、福津市の公共図書館という軸に、第３条以降に同じ意味で用いる必要があり、括弧書きの定義規定に「以下同じ。」を付け加えています。

併せて「ＩＤ」と「パスワード」も第５条で用いますので、同じように加えました。

第４条第３項中、「に在籍する児童・生徒については、学習用アカウント（福津市教育委員会から教育用に付与された個人アカウントのことをいう。）」を「の児童・生徒及び教職員については、福津市教育委員会から教育用に割り当てられた学習用アカウント又は指導用アカウント（以下「アカウント」という。）」に改めています。

学校教育課では１人一台端末の利用に当たって、子どもたちには学習用アカウントを、教職員には指導用アカウントを割り当てています。この指導用アカウントを学習用アカウントと同様に利用カードとみなすことで、教職員は図書館利用カードを持たなくても、誰もが電子図書館を利用できることとなります。

第５条の改正は、「電子図書館利用のための」を、第２条第２項の条文に含めた関係で、この文言を削るとともに、「学習用アカウント」を「アカウント」に改めました。アカウントは、学習用と指導用の二種類がありますが、第４条第３項にそ

れに関する略称規定を定めた関係で、単に「アカウント」として
います。

以上で説明を終わります。

大嶋教育長：それでは、本案に対する質疑を受けます。何かございませんで
しょうか。よろしいですか。

無いようですので質疑を終結します。

これより議案第35号を採決します。

議案第35号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第4、議案第3
5号 福津市電子図書館管理運営要綱を改正することについて
は、原案のとおり承認されました。

5 日程第5 議案第36号 福津市立図書館協議会委員の解任及 び任命について

大嶋教育長：日程第5、議案第36号 福津市立図書館協議会委員の解任及
び任命についてを議題とします。

事務局に提案理由の説明を求めます。

谷口郷育推進課長。

谷口課長：議案第36号 福津市立図書館協議会委員の解任及び任命につ
いて、別紙のとおり福津市立図書館協議会委員を解任及び任命
する。

理由としましては、福津市立図書館協議会条例第3条の規定
により任命した委員1名から辞任の申出がございました。この
ことに伴い、この委員を解任します。また、新たに1名の委員
を任命します。

詳細につきましては、7ページを御覧ください。

まず、解任する者、解任日、令和4年6月30日、三宅孝
一、福間南小学校長。

新たに任命する者、令和4年7月1日から令和5年6月30
日まで、木庭竜之助、津屋崎小学校長です。

以上になります。

大嶋教育長：本案に対する質疑を受けます。ございませんでしょうか。

無いようですので、質疑を終結します。

これより議案第36号を採決します。

議案第36号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手
をお願いします。

(全員賛成)

全員賛成であります。したがって、日程第5、議案第3
6号 福津市立図書館協議会委員の解任及び任命については、
原案のとおり承認されました。

6 日程第6 報告

大嶋教育長：日程第6、報告。

教育長の動静報告をいたします。

6月2日から6月29日までの分を御覧いただければと思います。

6月3日の金曜日でございますが、令和4年度第1回福津市防災会議が開かれております。福津市としての防災計画、防災についての各関係機関等が集まりましての会議を行っております。非常に重要な会議と思っております。

そして、その同じ日に福津市水防会議、これは防災会議を受けての、特に水防についての会議でございます。

近年非常に水害等も起こっておりますので、その対応ということで、この会議では実際に危険箇所として挙げております福津市内の河川等実際に調査に行きまして、会議を行っております。

以上でございます。

教育長の動静報告について何かございましたら、お願いいたします。

それでは、諸報告にまいります。

令和4年6月議会について、赤間教育部長、お願いします。

赤間部長：それでは、私から6月議会定例会の一般質問の概要について説明をいたします。

今回は7人の議員の方から教育委員会に対して一般質問がなされております。

まず、下山議員でございますが、小・中学校の教育環境と新設校の進捗状況についての一般質問となっております。9項目の質問がありまして、このうち、2項目に関しましては教職員の働き方改革の視点からの御質問でございます。

教職員の定数、欠員等の状況ということで、非常勤講師等が不足しているというところから、教職員の免許法が改正されて、7月1日から現在までの免許の更新制が廃止となりました。この時点前までに期限が切れている免許証は失効となるんですが、県に再申請をすると有効期限のない免許証を授与されるということから、退職された先生方たちに声をかけて来ていただくことによって、先生たちの働き方改革につながるんじゃないかという視点での御質問でございました。

2番目につきましては、中学校の部活動において、現在学校で行っている部活動を地域に移行するという国の流れがありますので、これをぜひ進めていただきたいという視点からの御質問でございます。

3番目につきましては、タブレット端末の活用状況というと

ところで、コロナ等で学級閉鎖等が相次ぐ中で、学校で授業ができないときに家庭でタブレットを活用してほしいと。なかなかタブレットを持ち帰らない子どもたちもいるので、そういった子どもたちにぜひ持ち帰って、家庭での活用を促してもらいたいという趣旨での御質問でございます。

4 番目につきましては、過大規模校の教育環境改善に向けた現状と課題でございますが、こちらにつきましては、先に基本計画を定めておりますので、それに基づいて新設校事業を進めさせていただいているところでございます。

5 番目の特別支援学級の教室環境の整備ということに関しましては、現在1学級8人の定数でございますけれども、きめ細やかな指導をしてもらいたいというところで、8人ではなくてももう少し少ない人数で特別支援の保護をしてもらえないかというところで御質問でございます。

6 番目の不登校児童・生徒の現状と対応につきましては、不登校児童にできるだけ復帰してもらいたい。そして、卒業しても自立してもらいたいという思いから、そういった教育環境を整えてほしいというところの御質問でございました。

7 番目の学校給食の現状と課題につきましては、これからまだ児童・生徒数が増えていく中で、学校給食としてはどうなるのかというところでございますが、これにつきましては現在津屋崎小学校で新しい共同調理場を造っているという説明をさせていただいております。

8 番目の学校徴収金の公費との負担区分については、市費、学校徴収金（校納金）と、それから、公費の負担区分についてお尋ねをされておまして、市費で徴収しています校納金の中に公費で賄えるものがあるのではなかろうかというところの視点からの御質問でございます。

9 番目の新設校建設に向けた事業の進捗状況でございますが、基本計画に基づいてこれから行う測量と、用地測量であったりとか、それから、土地の鑑定料を決めるための委託業務というところで、基本計画のスケジュールで説明をさせていただいております。

次に、秦議員でございますが、ペーパーレス化を進めることを考えていないのかという御質問でございます。津屋崎小学校においてPTAが導入しております出欠確認ができるアプリを紹介されまして、これを全学校に教育費の予算として導入できないだろうかというところの視点での質問でございます。

ただ、これについては、現在各学校で使っている無償のアプリがございます。津屋崎小学校ほど利便性は高くないんですが、ホームページ等も一緒に活用して、データの大きいものはホームページにリンク先を設定してそこで見れるような形で各学校で、ペーパーレス化を進めているということなので、津屋

崎小学校の現在の状況を見ながら、今後調査研究していくというところで回答させていただいております。

次に、学校敷地内に設置されている自動販売機の行政財産使用料について、これを減免をしてほしいという内容の一般質問でございます。

こちらにつきましては、津屋崎中学校の例を出されまして、現在5台自動販売機が設置されているんですけれども、市の条例に沿った使用料を現在は支払っていただいておりますが、これが減免できないかということで、こちらに関しましては、教育委員会ではなくて、総務部契約管財課が担当をしておりますので、そちらが全体的に見ていきたいという回答をされております。

次に、共同調理場建設の進捗状況については、先ほどの下山議員と同じように回答をさせていただいております。

次の、蒲生議員でございますが、水泳授業の外部委託、それから、海洋スポーツセンターについてご質問をいただいております。これにつきましては、現在プールの授業を外部委託しておりますけれども、今後それが継続できるのかどうか、新設校においてもプールを建設する予定はないので、そういったプール授業をどう考えているのかという視点と、それから、現在海洋スポーツセンターにおいて、カヌーやヨットの体験をしておりますけれども、ここに体育の授業で水泳ができないかというところの視点での一般質問でございました。

次に、福井議員でございます。

「オーガニック給食」を導入しないかというお尋ねでございます。

ただ、こちらに関しましては、大本の質問が、持続可能な農業の推進というところでございまして、有機農法の農業を少しでも推進をしていけないかというところで、学校給食の中に「オーガニック給食」を取り入れることによって、地元の農家の方々が有機栽培を広げていく1つのステップになるのではないかという視点から「オーガニック給食」という提唱をされております。

また、コロナ禍での地方創生についてでございますが、こちらに関しましては時間の関係で質問はされずに終わっております。

新しい生活様式の中で、マスクをいつまでつけなければいけないのかというところの視点での御質問でございましたが、基本的には現在国が提唱しております身体的距離が取れて、特に会話をしない状態であれば、室外のマスクはしなくてよいという事前の説明をさせていただいているところでございます。

次に、石田議員でございますが、こちらに関しましては、児童・生徒の中で、マスクをつけている子とつけていない子がい

るということで、どうしてもやっぱりつけることができない子がいるという認識を子どもたちにしっかりと理解をするように指導してほしいと、それで、つけることができる子つけることができない子がいることによって、いじめや差別等がないようにしっかりと指導してもらいたいという視点からの御質問でございます。

米山議員でございます。

こちらに関しましては、新設校に係る費用がどれだけかかるのか、そういった全体的な財源が見えていないことに対する質問でございまして、こちらは財政調整課が答えています。この中で新設校建設事業が将来の財政に与える影響というところで、令和3年度のまちづくり計画実施計画調整後の数値に、学校新設校2校分の概算事業費を加味して推計して、それで、この中で建設事業費、それから、時限的な経費の支出によって将来に関わるものとして、基金残高、積立ての残高、それから、起債残高、変えていかなければならない借金の残高が、事業完了年度である令和8年度末で基金残高が全体で約58億、それから、起債残高が約239億円となるということで回答をしているところでございます。

次に竹尾緑地に学校が建設されていた場合と、それから、現在されなかったためにどれだけの増築工事であるとか、そういった費用がかかったのかというお尋ねでございます。

回答としましては、令和9年までに教室不足による増改築、増築棟の建設を実施しなければいけない学校として、福間小学校、福間中学校、津屋崎中学校で、それぞれの事業費が約9億円、6億円、1億円と回答をしておるところでございます。

それで、4番目の洪水浸水想定区域が公表されましたことによって、現在宮司地区に新設校を建設する予定にしておりますけれども、これについての安全性はどうなのかというところの御質問が挙がっております。

回答としましては、想定される浸水を上回るかさ上げ等を行うことで被災を逃れたいという回答をさせていただいております。

最後になりますが、戸田議員でございます。

こちらは、学校給食費の無料化というところで質問されております。学校給食法の中で給食費の負担は、保護者がすると定められておりますけれども、市が給食費の一部または全額を負担するということもできるという事務通達がございましたので、給食費の無料化はできるんですよねというところを一般質問の中で明らかにしたいというところからの御質問でございました。

最後ですが、小・中学校の過密解消・緩和策についてというところでございますが、こちらについては、福間南小学校の過

密緩和策をどう考えているのかという御質問でございました。

あと、3番目も先ほど説明しましたが、やはり洪水浸水想定区域についてどのように考えているのかという、米山議員と同じ趣旨の質問がなされたところでございます。

簡単でございますが、一般質問の概要は以上でございます。

大嶋教育長：一般質問についての何かありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、令和5年度校区外通学の申請について、石津学校教育課長、お願いします。

石津課長：お手元の令和5年度校区外通学の申請についてという資料をご覧ください。

昨年の10月27日の教育委員会におきまして、福津市校区外通学等の運用に関する規定の改正を提案させていただいて、承認をいただいています。

この中で、福間小学校、福間南小学校、福間中学校に通学する児童・生徒について、保護者からの希望があれば大規模校及び過大規模校ではない学校への校区外通学を可能とするということで議決をいただいています。

それで、令和5年度から実施するということで、今回募集要項を定義させていただきましたので、御報告させていただきます。

まず、制度の趣旨についてですが、先ほど言いましたとおり、過大規模校ではない学校で学ばせることが可能になるということでございます。

一応申請にあたっては、登下校の安全確保、それから、地域活動への参加を十分考えて申込んでいただけるようにしております。

次に、対象者と対象の学校についてです。本来の就学先が、福間小学校と福間南小、それから、福間中学校の児童・生徒が神興小学校、上西郷小学校、神興東小学校、そして、福間東中学校に通うことができる生徒になります。

申請につきましては、8月1日から8月31日まで受け付けることとしております。

結果につきましては、1か月後の9月30日までに保護者へ通知をすることといたしております。

それで、行くかどうかを考えるにあたって、学校の見学も必要かなということも考えていますので、まずは学校のホームページを見ていただき、それから、実際に学校へ見学に行きたいという場合は、募集期間に行ってもらってもよいと、夏休みは子どもがいませんが、見ることは可能として御案内をするようにしております。

それから、もし教育委員会で想定する数以上の申し込みがあった場合の取扱いについてでございます。各学校各学年の受

入人数枠を超えた場合は、公開抽せん会を行って、公明に公正に決めるということにしたいと思います。実施する日にちは、9月17日を予定しております。

そして、双生児、双子等の兄弟姉妹が同時に申し込んで、学年によって募集の数が違うので、無条件に入れるもしくは入れないとなった場合は、枠の数が少ないところでまとめて抽せんをすることにしたいと考えています。それでも、兄弟が別々でもよいと言われれば個別の対応と考えております。

それから抽せんにも漏れた場合も順位をつけて、辞退者が出た場合は上位者から繰り上げて対象にしたいと考えています。

それから、留意事項です。転入学後は原則として卒業まで学校の変更はできませんとしております。これまでは柔軟に対応しますとしておりましたが、原則は卒業まで行っていくということにしております。どうしても新しい学校で対応ができないということであれば、個別に対応していきたいなと思っています。

それから、児童・生徒の通学に必要な経費は保護者負担になりますとしていますので、バスで行くも車で送るも全て保護者の責任で、負担していくとしています。

それから、安全確保についても当然に保護者の責任でやっていただくと、東中を想定していますが、自転車通学は認めないということを明確にしております。

それから、各学校での地域活動等への積極的な参加をお願いします。

それから、特別支援学級の取扱いですが、現段階で来年度の新入学時に何名特別支援学級になるのかは分からないので、現時点で受け入れる数が決めることができません。10月以降におおよそそのことが分かってきますので、その時点で受入可能数を算定して改めてこちらについてはお知らせしますとしています。

次の2枚目にいきまして、児童・生徒数の受入可能数と受け入れた場合の見込みをつけています。

大きな考え方としましては、神興小学校と上西郷小学校につきましては、児童・生徒数の居住地の学校の児童・生徒数の2割の数を受入可能数としています。

神興東小学校については元の数が、70人、77人、60人と多いので、こちらについては1割の数を受入可能ととしています。

福間東中学校につきましては、受け入れた後の生徒数が175人となるように数字の設定をさせていただいています。1年生だけ180人にしていますが、1年生は私立の中学校に行くこともありますので、5人程度減って175人程度になるんじゃないかというところで数の設定をしているところでござい

ます。

単純にいくと2割、2割、1割という数になっていますが、あと教室数等も踏まえまして若干の数の調整をしながらこの部分の人数で受入れをしたいと考えているところでございます。

こちらについては、7月1日からこの情報をホームページに公開することとしています。

市民への周知につきましては、7月1日号の広報でもう既にホームページを見てくださいという中身しか書いていないんですが、お知らせをしまして、ホームページの中に現時点は7月1日に公開しますとだけとしているんですけど、7月1日からはこの中身を見ていただけるようになるということにしております。

説明は以上です。

大嶋教育長：校区外通学について何かありましたらお願いします。

今村委員。

今村委員：現在の広報誌にホームページに挙げるということを掲載し、それでよいと思うんですが、ホームページを見ない方も割と多いと思うので、実際に現在通学している生徒の保護者宛に、学校側から連絡する方法も取ったほうが良いのではないのでしょうか。保護者に対して直接チラシを配ってPRするという方法はどうなのではないのでしょうか。

大嶋教育長：石津学校教育課長。

石津課長：制度の目的は過大規模校、大規模校からそうでない学校に行かせるということで、教育委員会としてもその周知の方法を考えたときに、希望には添える下地は整えるが、積極的に推奨していく制度でもないのかなというところもあります。基本は居住地の学校に通ってもらおうというのが原則ですので、下地をつくり、広報で周知する。市教育委員会としては、広報に載せたというのは、全市民に知らせたという認識をしておりますので、個別で保護者宛に文章を出すまでのことではないのかなと考えているため、現時点では広報での周知のみを考えています。

大嶋教育長：今村委員。

今村委員：積極的に推奨していく制度ではないので、ホームページだけというのは少し趣旨としておかしい気もするし、全員にプリントを配るかどうかは別にして、学校側からも、例えば会合のときに口頭でもよいから、こういう制度があるということは知らせたほうが丁寧じゃないかなという気はしますが、どうでしょうかね。

石津課長：只今原案を説明させていただいてはいますが、この後学校には確定したものとして、この制度でこの数の対象者を校区外通学として認めるようにすることを、全学校長に対して周知をすることとしています。

学校には流すようにはしていますので、保護者への周知につ

いては、教育委員会としては現時点ではホームページだけで周知をするということで考えていましたけども、また持ち帰ってどういう方法がよいのか、部長、教育長とも相談しながら考えたいなとは思っています。

既にホームページをご覧になられて問い合わせ等もあっていますが、どう周知することがよいのかも考えていきたいなと思っております。

今村委員：ホームページに載っていますということを校長だけ知っていてもというところもありますので、校長から保護者の方に知らせるということは大事だと思います。

以上です。

大嶋教育長：居住地の校区の学校に通うということが原則でございますので、居住地以外の学校に通うということを教育委員会が奨励するということもいかがなものかという面もございます、もちろん周知というのは大事ですけども、積極的に周知していくということに関しては、検討をさせていただければと思います。

今村委員：はい。お願いします。

大嶋教育長：はい。

半澤委員。

半澤委員：自転車通学ができないということは、事故防止のためにそうなっているんですけども、保護者が車で送迎することについては容認されているということですよ。結構数も増えてきて、登下校の時間帯ですと混雑したりもすると思いますが、その場合はきちんとした降車場というか、保護者の方は送迎のときはこの場所をお願いしますという場所をつくったりだったりとか、こっちから一方通行で行くようにといったような何か制度や新しい決まりをつくって、登下校の妨げにならないようにすることも考えていかなければいけないかなと思うんですけど、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

石津課長：登下校の時に車で送る方が実際は多くなると予想しております。

学校の敷地の中に車を乗り入れる等、実際は入れられないところが多いかと思いますが、近くまで、正門の前まで車をつけるということになると、ほかの児童・生徒との兼ね合い、事故などの恐れもあるので、少し離れたところで降りてもらおうとか、そういうのを考えていかなければいけないなと校長とも話をしているところでございます。

そこについては、各学校で実際どのぐらいの数の応募があるのかは分かりませんが、各学校で申込みされて通学することが決まった方には、どういうところで降ろしますねという決まり事を説明いただいて、当該児童・生徒もそうですけど、ほかの児童・生徒についても安全が確保されるよう取り組んでいき

いなど考えています。

以上でございます。

半澤委員：分かりました。

大嶋教育長：よろしいですか。

半澤委員：はい。

大嶋教育長：この制度の場合は、只今半澤委員からも御質問がございましたけれども、受入側の学校の体制というのが非常に大事になってきます。実際やってみないと分からないところもございますので、今年度はどういう形で申込みがあるかということも見ていきたいと思っています。

7 日程第7 その他

大嶋教育長：それでは、日程第7、その他の事項について事務局から説明をいたします。

鵜根係長、お願いします。

鵜根係長：今後のスケジュールにつきましては、本日お配りの資料、9ページに本日から7月31日までのスケジュールを掲載させていただいております。

教育委員の皆様に関わる部分につきまして述べさせていただきたいと思います。

まず、7月13日水曜日、午前8時半から神興幼稚園への園訪問が予定されております。

続きまして、7月16日土曜日の午後1時から、市中央公民館で郷育カレッジの開講式が行われます。こちらにつきましては、本日資料を配らせていただいているところでございます。

それから、7月28日木曜日の午前9時半から次回教育委員会の定例会を開催いたします。会場につきましては、市役所別館1階ホールのA・Bとなります。

それから、同日、7月28日の午後1時から、令和4年度市町村教育長・教育委員研究協議会がオンラインで開催予定となっております。こちらにつきましては、7月28日については、今村委員と半澤委員が参加する予定となっております。

以上です。

8 日程第8 閉会宣言

大嶋教育長：日程第8、以上で本日予定されていましたが議事日程は全て終了しましたので、これで令和4年度第6回福津市教育委員会定例会を閉会します。

ありがとうございました。